

「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」改正案に対する意見募集結果(考え方)について

連番	改正案	提出されたご意見	県警察の考え方
1	欠格事由の追加 ※項目番号(1)	排除しようとする「悪質事業者」の「悪質」とは何か。	条例の目的規定に照らして、違法営業を期待することが困難な不適格者を排除する目的で設けられたのが欠格事由です。 排除しようとする不適格者とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者などが代表者又は役員を務めている事業者や、暴力団員等の支配により海域レジャー事業を営んでいる者などをいい、そのほか、違法精神の希薄な者(拘禁刑以上の刑に処せられる等して刑の執行終了から3年を経過しない者等)などであります。
2	海水浴場開設者に対する事故防止措置の義務化 ※項目番号(2)	海水浴場以外であっても、レジャー客が立ち入るビーチにあっては市町村等で積極的に安全対策を打ち出してもらいたい。	海水浴場以外のレジャー客が立ち入るビーチ(自然海岸)については、各関係機関・団体と連携を図り、海浜パトロールなどの安全対策を実施しているところです。 今後も、各関係機関等と連携を図り、引き続き、利用者の安全対策に努めます。
3	パドルボートの定義及びパドルポート提供業の新設について ※項目番号(3)	SUP資格導入の背景・目的・必要性を明確化し、理由について説明してほしい。 他のマリンスポーツ(サーフィン等)が対象外である理由について示してほしい。 パドルボートのみの専門業者は必要だと考えるが、利用範囲が限定的な場合や緊急時に対応できる船舶等を常に配置している場合は、現行のままプレジャーボート提供業でよいと思う。 パドルに関するガイドについては、資格を発行する各指導団体が、新規事業者、参入者を妨げるような不要な規定を設けることがないようチェックがなされることを期待する。 多くの資格発行団体があるが具体的にどの団体か。 また、その資格発行団体を指名する根拠についてはどのように考えているのか。 SUPガイド資格審査の公平性・信頼性を確保してほしい。 試験官や審査担当者には、十分な技術・知識・経験を持つ人物を配置することが求められる。試験官の選定にあたっては実務経験や業界での評価を必ず反映させ、透明性のある体制を整備してほしい。 SUPガイドの民間資格について、試験内容の適切性や資格維持の基準など、改善策をあらかじめ明示し、十分協議がなされた上で決定してほしい。 SUPの専門技術・スキルがない者が発行するSUPライセンスでは、水難事故防止につながらないと思う。 ガイドを行わないレンタルの場合は、資格不要との認識でよいか。	カヌー・カヤック、SUP等(以下「パドルボート」)については、その船舶の形状やパドルを用いた操船方法等から特殊性を有しており、近年、水難事故が増加傾向にあります。 パドルボートに係る利用者の生命、身体及び財産を保護するためには、プレジャーボート(水上バイク、サーフボード等)からパドルボートを分離し、新たな業種として条例に規定するとともに、パドルボートに特化した事故防止等の措置、ツアーガイドにおける資格保有者による案内等を規定する必要があります。 他のマリンスポーツについては、プレジャーボート提供業として事故防止に係る所要の見直しを行うこととしています。 条例改正案におけるパドルボートに関するツアーガイド資格については、関係団体において認定・発行しているガイド資格のうち、公安委員会が求める資格基準に該当しているものと認められた資格とすることを予定しているため、あらかじめ団体を特定しているものではありません。 県警察としましては、健全なマリンレジャー環境を構築するため、資格基準及びガイド資格を認定・発行する団体の選定については、公正かつ適正に行います。 特定の海域若しくは内水域又はその他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてパドルボートを賃貸等で利用させているのであれば、ツアーガイドによって案内をしなければなりませんので資格が必要となります。

3	パドルボートの定義及びパドルボート提供業の新設について ※項目番号(3)	資格を細分化することで費用や手間が増える(何種類も資格を取得しなければならない)ようであれば、多くの事業者は反対すると思う。 資格の取得や更新のための経済的・時間的負担が増えることへの配慮を要望する。	パドルボートに係る水難事故が増加傾向にある中、県内外のレジャー利用者に係る水難事故を防止するためにも、条例に規定する必要がありますので、ご理解をお願いします。 なお、既存の事業者については、資格を持ったツアーガイドによる案内に関し、一定期間の猶予措置を検討しています。
		改正は事業者を対象としているが、近年増加している「個人利用者」による事故リスクにはどのように対処するのか。	条例改正案では、個人利用者に対する水難事故の防止を図るため、海域レジャー事業者を利用しない遊泳者や、プレジャーボート又はパドルボートの操縦者に対して事故防止等に努める規定を設ける予定であり、そのうち、パドルボートの操縦者については、「気象、海象等により航行に危険が生じるおそれがあると認められるときには操縦しないこと」、「パドルボートを操縦する場合は、救命胴衣を着用すること」を規定する予定です。 県警察としましては、海域レジャー事業者を利用しない個人利用者に対し、引き続き、届出業者の利用を呼びかけたり、事故防止のための広報啓発活動を実施します。
4	事業届出の一括化及び行政処分の対象範囲の拡大について ※項目番号(5)	事業停止命令を受けた事業者が法人名や代表者名を変えて即座に事業を再開したり、処分を受けた事業者がガイドとして別に活動が続けられる現状があるので、事業者単位の登録に加えて、ガイド個人の登録と管理が必要であると思う。	県警察としましては、健全なマリンレジャー環境を構築するため、違反時における公正かつ適正な行政指導、行政処分等に努めております。 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
5	海域レジャー事業者等が行う事故防止等の措置の強化について ※項目番号(6)	事業者が参加者から提出を受ける書類や署名(申込書、同意書、病歴書等)については、「紙媒体」だけでなく「デジタル(電子署名・電子フォーム等)」による方法も認められる旨を明記してほしい。	現行条例において、事業者における利用者からの書類(申込書、同意書、病歴等)や署名の受領方法は特に定めておりません。 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
		「スノーケリング業の利用者に対して救命胴衣又はウェットスーツの着用が義務化」と規定されているが、スキndaイビングに関する規定が定まっていない現状で、スキndaイビング者に救命胴衣の着用義務は規定できないのではないかと。提言書にも努力義務と記載されている。	有識者会議から提出された提言書に記載されている「事業者に係る事故防止等の措置に関し、利用者に対して救命胴衣等を着用させる義務を定めること。」「事業者の有無にかかわらず、マリンレジャーを行う者に対して救命胴衣等を着用する努力義務を定めること。」について、前半部分は事業者に対するものであり、後半部分は事業者を介さない遊泳者等に対するものです。
		スノーケリング業の利用者に対する救命胴衣又はウェットスーツの着用の義務化に関して、スキndaイビングでは真夏におけるウェットスーツ着用は熱中症のリスクが高い。スキndaイビング業を独立した業種として追加してほしい。	県警察としましては、改正条例案において、スノーケリング業者が行う事故防止等の措置として、「利用者に対して救命胴衣又はウェットスーツを着用させる義務」を規定する予定であるところ、当該業者の中でもスキndaイビングについては、海中に潜るという行為内容から同様の義務を履行することは困難との意見があります。
		近年スキndaイビング(素潜り)が人気であり、スノーケリングと同じくらいの観光客数となっているが、水上安全条例におけるスキndaイビングの位置づけが曖昧である。 スキndaイビングのライセンスに着目し、潜水業に分類してはどうか。 しっかり分けて決めていかなければ、ライフジャケットを着て潜水すると言っていることになり矛盾する。	他方、このようなスキndaイビングの行為内容を踏まえれば、重大な水難事故が発生する可能性があることから、利用者の安全を守るため、利用者の健康状態や経験・技能等を確認した上で、パディシステムを実施するなどの必要な安全対策を講じていただきたいと考えています。
		スキndaイビングツアーでウェットスーツを着用させるという行為は、夏場温度が30度に達する地域では、非常に危険である。 また、水着でスキndaイビングできない観光客はツアーから離れ、セルフで泳ぐようになり危険にさらされる。 インストラクターにとって、安全を守るべきツアーから利用者が離れることは、事故につながる可能性が極めて高いと予想される。	なお、スキndaイビング業を独立した業種として規定することについては、引き続き調査研究を行い、事業者の取組を確認しながら、事故発生状況を踏まえて更に検討することとします。
		夏場のウェットスーツは熱中症や吐き気など体調不良のリスクを高めることがある。ライフジャケットは着け方や海況により、波の影響を強く受けて波酔いの原因にもなりうる。 よって、一律義務化ではなく、スキル教育・業者認定・啓発活動を中心とした安全対策を検討いただきたい。	他のご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 なお、利用者から様々な要望を受けるとはありますが、同利用者の安全を優先とした対応を行うようお願いします。

海域レジャー事業者等が行う事故防止等の措置の強化について ※項目番号(6)	スノーケリングとスキndaイビングは似ているようではあるが、異なる専門性やリスク管理方法があるので、スキndaイビングをスノーケリング業ではなく独立した業種として欲しい。 南国のマリンレジャーということもあり、利用者から水着で泳ぎたい、撮影したいとの要望が多くあり、スキndaイビング(フリーダイビング)は人気があり多くの利用者がいる。ウェットスーツ、救命胴衣の着用が義務となった場合、これらの利用者は要望を果たせないことから事業者を介さず個人のみで泳ぐ機会が増加すると思う。 多くの事業者は、スキndaイビングツアーでは人数制限を設け、安全に泳げるよう配慮しており、事前にスキndaイビングに関するスキル(耳抜きや潜り方、浮力体がない場合での体の浮かせ方など)を教え、練習をしてもらってからツアーに臨んでいる。利用者がウェットスーツを嫌がり事業者を解さないで遊泳することになれば、海況認識の甘さやスキル不足による事故も増える結果になるかと危惧する。 ハワイ、オーストラリア、モルディブなど世界の主要リゾートでは、ウェットスーツの着用を義務化することなく、教育・ガイド体制による事故防止対策が標準的な方法とされている。ウェットスーツ着用を一律義務化することは、①夏場の熱中症・脱水症のリスク増加②芸術表現や文化的活動(水中写真・映像等)への制約③観光地としての魅力低下(世界的には水着着用が一般的)④観光客及び事業者への経済的負担の増加などの課題が生じる可能性がある。 現状の水難事故は、知識や技術を持たない者が単独で行動している場合に多発していると思うので、①一律に規制を強化するよりも、許可制を導入する②現行のダイビングライセンス制度を活用し、ライセンス保持者を規制対象者とするなど、浮力体の確保よりも、根本的に水面水中での自己スキルや判断力を高めることが事故防止の近道だと思う。 スキndaイビング、フリーダイビングの需要が高まっている現在、SNS等で水着でスキndaイビングの動画をアップしている人もおり、水着でスキndaイビングをしたい利用者がいることは事実である。 ウェットスーツの着用を義務化した場合、そのような利用者は事業者利用をやめ、個人でスキndaイビングを行い、個人で行う場合の事故が多発すると思う。個人で行うより、インストラクター、ガイドのもとで行うことが事故防止につながると思う。また、夏場にウェットスーツを着用した場合、熱中症のリスクも高くなる。 その他、ウェットスーツを着用した場合、ウェイト(重り)を着用することとなり、オーバーウェイトにより溺れる可能性がある。浮力体としてのウェットスーツ着用義務化であれば、スキndaイビング、フリーダイビングはそもそもしてはいけないことになるので、日本(沖縄)だけ世界から取り残されると思う。 ウェットスーツ等着用義務とすると、水着やラッシュガード等でツアーに参加できなくなる場合、インストラクターやガイド無しで、管理されていない海岸で入水する者が増え、事故が増えると思う。SNSなどの影響もあり、国内外問わず水着での撮影需要の増加もあり、沖縄の海洋レジャーの需要が増えていると思う。 インストラクター引率によるダイビングの推薦や、ツアー開催ショップの安全の取り組みを強化することが事故の減少につながると思う。 ・フロート設置、携帯の義務化 ・インストラクターに対しての人数比の見直し ・ダイビング協会等での安全対策アップデート義務化
---	---

海域レジャー事業者等が行う事故防止等の措置の強化について ※項目番号(6)	海域レジャーにおける救命胴衣やウェットスーツの着用は、「義務化」ではなく「推奨」に留めるべきだと考える。 スキンドайビングを行って写真撮影などを行っているが、浮力のあるウェットスーツを着用すると潜ることが困難になる。また、水着で自由に泳ぎたい旅行者等は、着用義務があるとツアーを避け、自己判断で海に入るおそれがある。事故はツアー参加中よりプライベートでの遊泳時に多く発生していると認識しており、この改定でツアー離れを招けば、水難事故はかえって増加する危険性があると思う。安全確保のためには、ライフガードの常駐やツアー参加の啓発活動のほうが効果的であると考え。改定により、水難事故を減らそうとする意図が、逆に事故増加につながるおそれがあることを理解してほしい。 スキンドайビングは自分の一息で水中に溶け込むのが魅力であり、ライフジャケットを着用していたらできないのはもちろん、ウェットスーツの着用で自由度が制限されるデメリットがある。水着着用で水中撮影を望む利用も多い。ウェットスーツ着用が義務化されると、事業者を利用する者が減り、個人での事故が増えることが予想される。日本国内、世界でもウェットスーツ着用義務化は初めてであり、スキンドайビングを楽しみたい方の旅行先の一つから外される可能性も考えられる。 スキンドайビング業とスノーケリング業が差別化されていない現状では、スキンドайビングのウェットスーツの着用義務は慎重に検討すべきだと思う。 スキンドайビングのウェットスーツ着用義務化は一定の安全効果がある一方で、以下の5つのデメリットがある。 ①厳格なルールに反発した一部利用者が、セルフダイビングに流れる可能性が高い。②観光客は「気軽な体験」を求めており、装備義務化は参加ハードルを上げ、沖縄観光全体にマイナスである。③ウェットスーツ強制により、浮力調整が難しく、初心者が過剰なウェイトを使用し重大事故につながる可能性がある。④熱中症リスクが高まる。⑤強制着用による循環器系の過負担、肺水腫など重篤な事故につながるおそれがある。 条例改正の趣旨には賛同するが、スキンドайビングや小規模事業者の現場実態を踏まえると、画一的な義務化よりも、教育・少人数制・機材・訓練・地域連携といった多様な安全策を認める柔軟な条例設計が望ましいと考える。 フリーダイビング、スキンドайビングは一括りにされがちだが、実際にはスノーケリングやダイビングとは異なる専門性やリスク管理があり、独立した業種として認知・制度上に追加してほしい。 救命胴衣等の着用義務化で、「水着で泳ぎたい・撮影したい」という需要を満たせなくなり、ツアー参加を避け自己判断で泳ぐ人が増加する。その結果、ガイドの安全管理が及ばない環境で泳ぐ人が増え、事故や救助要請の増大につながる可能性が高い。 夏場のビーチエントリー型ポイントでは、水温30度を超えるため、熱中症・脱水症のリスクが高まり、環境条件によっては逆に危険を招く場合がある。 安全管理を徹底する業者のツアーでは義務化される一方で、管理のない一般遊泳者には着用義務が課されないという矛盾が生じる。 スノーケリング業に関して、ライフジャケットやウェットスーツの着用義務化に加えて、器材の使い方に関する練習や講習も義務化して欲しい。
---	---

6	船上における監視、救助等要員の配置に関する規定について ※項目番号(7)	改正案では、潜水業やスノーケリング業において船上に監視要員を配置することが規定されているが、離島の小規模事業者にとって常時人員を確保することは困難である。 現実的な代替案として、船上が無人になることを想定し、予備アンカーを投入してメインアンカーが切れても船が漂流しないようにするなどの設備面での対策や、海況不良が予想される場合は中止するなど義務つけるほうが実効性があると思う。 また、改正案にある「罹災者を船に引き上げられない」という懸念については、船長兼ガイドであってもほかの乗船者の協力を得ることで十分対応可能である。船長のみが船上に残っていても、海に入る装備をしていないため迅速な救助は難しい一方、船長兼ガイドの場合はすぐ近くで対応できるため、救助可能性が高まると思う。船上への人員配置を一律に規定するのではなく、実際の救助能力の有無に基づいた柔軟な基準を規定すべき。 迅速な救助体制の重要性には賛同するが、小規模事業者では、常時専任の監視・救助要員を置くことは現実的に困難である。 代替案として、①少人数制ツアーの徹底②フロート・ブイに設置による船上視認補強③AED・酸素キット常備と救急救命講習修了スタッフ配置④近隣事業者や海上保安庁との通報・連携体制の強化などにより、同等の安全対策を担保できると思う。画一的な義務化よりも、教育・少人数制・機材・訓練・地域連携等の多様な安全対策を認める柔軟な条例設計が望ましいと考える。	「船上における監視、救助等要員の配置」について、県警察としましては、マリンレジャーを楽しむ利用者の生命及び身体を守るため、船上において利用者を監視し、体調不良等を訴える者を発見した場合は早期に引き上げて救助してもらいたいとの趣旨で規定することとしております。 なお、「船上における監視、救助要員の配置」は、一定の猶予期間を経て努力義務とし、事業者の取組を確認しながら、事故発生状況も踏まえて更なる対策の要否を検討することとしています。 他のご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
7	遊泳者等の事故防止措置の新設について ※項目番号(8)	一般遊泳者に事業者の遵守事項を強制する条文は、利用者の安全意識向上どころか、責任転嫁の口実を与える危険がある。 安全配慮義務の一義的責任は、場所を提供・管理する側にあるので、断固反対である。	県警察としましては、水難事故の防止及び事故発生時における迅速な人命救助を図るため、海域レジャー事業者等が行う事故防止等の措置を規定し、その実効性を確保するため、今回の条例改正において、海域レジャー事業者等から提供を受ける遊泳者(利用者)に対し、海域レジャー事業者等が定めた遵守事項等に従っていただく規定を検討しているところ、海域レジャー事業者等が海域レジャーを提供する以上は、利用者への安全対策に関する責任は当該海域レジャー事業者等にあるものと考えております。
8	プレジャーボートの操縦者の遵守事項に関する規定について ※項目番号(9)	潜水業の船とプレジャーボート提供業の船が同じ海域にあることが多い。ダイビングのフラッグのルールは半径30mは避けて通り、その付近を注意しながら通過しないといけないとなっているが、50mぐらい離れたところを平気で走行している。 潜水業の船やプレジャーボート提供業の船が同じ海域で走行していることが危険であるので、プレジャーボート操縦者はダイバーが多そうな場所では徐行、トーイングを行う場合は船舶から離れ水深が20m以上のところで行うようにすれば、事故は未然に防げると思う。	現行条例において、プレジャーボート操船者については「遊泳者その他の海域等利用者に対し、危険を覚えさせる行為の禁止」として規定されており、この「遊泳者」にはダイバーも含まれております。(違反者には罰則あり)

8	プレジャーボートの操縦者の遵守事項に関する規定について ※項目番号(9)	水上オートバイのタンデムシートに監視役を同乗させると操船が難しくなり、落水したゲストの救助や転覆したバナナボートを元へひっくり返す際も、2人だと復原操作が難しくなるため、監視役の同乗には賛成できない。	県内では、プレジャーボートの操縦者がゴムボート等をえい航中、同ゴムボートから落水した者に気付かず海面に置き去りにした事案や、ゴムボートを橋脚に衝突させ怪我を負わせた事故、利用者どうしの身体がぶつかって怪我をした事故等が発生しています。 プレジャーボートでゴムボート等をえい航中に操縦者とは別に見張りをを行う者を配置することについては、前述のような事故を防ぐため有効と考えますが、一律にこのような配置を義務としなくても、例えば、プレジャーボートの航行に係る危険が生じるおそれのある方法や場所でプレジャーボートを利用させないことを義務とすること等により安全性を高められると考えられます。 そこで一律に見張りを置くことを義務とはしませんが、プレジャーボート提供業者にあつては、プレジャーボートの操縦に関し、利用者の安全を守るためにも、経験の浅い者に操縦させる際は、必要に応じて同乗者による見張りを実施するなど必要な対策を講じていただくをお願いします。 なお、プレジャーボートによるえい航時の事故防止等の措置については、引き続き、事業者の取組を確認しながら、事故発生状況を踏まえて更なる対策の要否を検討することとします。
		水上オートバイによるトーイングの監視となると、同乗者は後ろ向きに搭乗することになるが、この状態では後席の者は波の予測ができず、落水事故が懸念される。 また、繁忙期の長時間の後方監視は身体的・精神的負担が大きいため、一律の適用には不安がある。	
		操縦者とは別に見張りをを行う者を同乗させることは、これまで以上に人件費等相当な負担を強いることになるため、規制の一部緩和やプレジャーボート提供業者への金銭的な補助等についても検討いただきたい。	
		水上オートバイでバナナボート等をけん引する際の見張りをを行う者を同乗させることについて、保護者と学校の安全安心を提供する必要がある修学旅行の場合と、利用者に気をつかわせないサービスの提供が必要な一般のゲストで区別して欲しい。	
		操縦者が見張りをした上で、波浪やゴムボート等に乗る者のバランス等を視認しつつ速度や進路を調整する必要があるため、見張りの同乗者を乗せることで、操縦者から後方が見えにくくなり、同乗者への安全配慮やバランス等で操縦者の負担が増えることが懸念される。 海況や技量、ゲストの状況に応じて行う安全対策の一つとして奨励すべき。もしくは、スタート時点で監視要員がおり、えい航するボートが見える場合など、同乗しない場合の条件の設定を検討して欲しい。	

9	安全対策優良海域レジャー提供業者の指定の取り消しに関する規定について ※項目番号(12)	マル優制度の認知度が低く、事業者にとって意味のない制度となっている。多くの事業者を指定すれば、指定を受けていない事業者も安全基準を満たすよう努力すると思う。 多くの事業者からの申請料で講習会を開催し、受講が取得の条件となるなど活用してほしい。	安全対策優良海域レジャー提供業者の指定制度(通称:マル優制度)について、県警察としては、安全・安心なマリトレジャー環境の構築を図るため、各業界と連携してマル優制度を普及し、多くの事業者の指定に努めているところです。 全ての利用者が安全・安心なマリトレジャーの提供を受けることができるよう、今後も普及促進に努めていきます。 他のご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
		マル優の認定基準をより高く設定し、他事業所との差別化が可能となるよう改善を希望する。 基準を満たさない事業者は、旅行会社の選定対象から外されるような仕組み、働き掛けをして欲しい。	
		過去に水難死亡事故を起こした業者が優良とされるなど、マル優制度が現場の安全性を担保していない。	マル優事業者の指定の取り消し基準を見直し、厳正な運用を図ることとしております。
10	罰則 ※項目番号(13)	パドルボードの操縦者の罰則について、プレジャーボートは動力があるので危険行為の状況が分かりやすいが、無動力のパドルボードをプレジャーボートと横並びで規定すると、危険かどうかの判断が難しいのではないか。 何かの拍子で当てはまることがないか不安だ。	一般的には、遊泳者等の付近を避け、安全に航行していれば、危険行為に該当する可能性は低いと考えているところ、動力、無動力にかかわらず、危険行為の該当性は、現場の状況等を踏まえて総合的に判断します。